令和　　年　　月　　日

　那須塩原市長　渡辺　美知太郎　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　　　　（　　　　）

**市有財産一時借受申込書**

裏面内容を順守し、下記のとおり市有財産を借り受けたく申込みいたします。

記

１　使用目的（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　（営利性　　□　営利　　　　　□非営利）

２　使用財産

　　当てはまる部分に☑願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用施設 | ●申込先　財政課管財係  　□　旧大貫小学校　　□　旧穴沢小学校　　□　旧横林小学校  　□　旧塩原幼稚園／旧塩原小学校　　　　　□　旧金沢小学校  ●申込先　教育総務課総務係  　□　旧箒根中学校 |
| 使用施設 | * グラウンド   ※旧塩原幼稚園／旧塩原小学校及び旧穴沢小学校については、グラウンドのみ利用可能です。   * 体育館 * 校舎 * 駐車場 |

　３　使用日時

　　　令和　　年　　月　　日（　　）

　　　午前　・　午後　　時　　分　　～　　午前　・　午後　　時　　分

　４　その他

（以下は記入しないでください。）

　上記申込内容のとおり貸付を行うこととする。

　　貸付料　□有（￥　　　　　　円）※使用日から１４日以内に指定納付書で支払い

　　　　　　□無

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　那須塩原市長　渡辺　美知太郎

※注意事項

|  |  |
| --- | --- |
| ※担当課 |  |

○施設の一時利用は、正式な利活用が決定するまでの期間までとなります。

○施設は現状有姿での利用となります。施設や備品等の補修や修繕等は行いません。

〇令和７年４月１日から「市有財産一時借受申込書」申込窓口が次に変わります。

　▶財政課管財係　　　那須塩原市共墾社１０８-２　本庁舎３階　　　　0287-62-7118

　▶教育総務課総務係　那須塩原市あたご町２-３　　西那須野庁舎３階　0287-37-5231

（裏面）

【順守事項】

１．利用可能な曜日

月曜日から日曜日まで（休館日はありません）

２．利用可能時間

午前９時から午後９時３０分まで（旧箒根中学校は一部制限あり）

時間外の利用を御希望の場合は、事前に相談すること。

３．利用できる人

利用制限項目に該当しない市内外の個人、団体又は事業者

営利目的で利用する場合、有料での貸出。

４．利用制限項目

・政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあるとき

・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

・特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するおそれがあるとき

・市が適当でないと認めたとき

　５．一度の申請で予約が可能な範囲（定期的な利用を希望の場合）

　　　一度の申請で予約が可能なのは、１か月分までとする。

・非営利で利用の場合：毎月申請書を提出することで、定期的な利用が可能。

・営利で利用の場合：連続での利用は１か月までとし、更新することは認めない。

　６．施設について

　　　施設利用については、現状有姿での利用が原則となる。施設や備品等の補修や修繕等は行いませんので、御了承ください。

　７.損害賠償について

　　利用者の利用方法等が原因による施設や備品等の破損があった場合には、修繕等の費用負担を求める場合があります。

８．特記事項

　　・活動後の戸締り・備品等の整頓を徹底すること。

　　・貸付を受けた施設を他の者に転貸しないこと。

９.貸付解除について

　　貸付後に「４.利用制限項目」に該当、又は「８.特記事項」に反する事由が確認された場合には、貸付を解除する場合があります。

１０.その他

　　施設等（申請先別）に異常がある場合には、下記宛てに連絡すること。

財政課　管財係　　　電話　0287-62-7118　ＦＡＸ0287-62-7220

Ｅmail zaisei@city.nasushiobara.tochigi.jp

教育総務課　総務係　電話　0287-37-5231　ＦＡＸ0287-37-5479

Ｅmail kyouikusoumu@city.nasushiobara.tochigi.jp